

欧州委員会は SUPD 施行決定を公表

ーマスバランス方式によるケミカルリサイクルを導入、EU 域外からの輸入リサイクル品に規制強化ー

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・2026年2月12日欧州委員会は、2月6日廃棄物委員会で採択されたシングルユースプラスチック指令 (SUPD) 施行決定を公表した。

・これまでの PET のマテリアルリサイクルに加え、新たにマスバランス方式によるケミカルリサイクルが認可された。

・EU 域外から輸入されるリサイクル品に規制強化が図られた。2027年11月21日まで域外品はリサイクル材と見なされない可能性がある (リサイタル(18)~(19)、第1条(1))。これにより、SUPD 第6条(5)(a)2025年 PET ボトルリサイクル最低含有率 25%、PPWR 第52条 2025年プラスチックリサイクル最低回収率 50%のために計上できない恐れが出てきた。輸入には言及がないことから、認められると読み取れる。

・2027年11月21日以降、日本を含む OECD 加盟国は上記制限を撤廃されるが、OECD 非加盟国については、EU との何らかの協定又は取決めを経て、初めてリサイクル材と見なされる (第1条(1)ポイント(1)と(2))。

・この施行決定は、EU 域外の国に与える影響が大きいにも係らず、改めて WTO 通報やパブコメをしないまま公布される可能性が高い。

コミトロジー・レジスタ「2026年2月6日ハイブリッドTAC会議への招待」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%29166>

「シングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータの計算、検証、報告に関する欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904の適用ルールを定め、欧州委員会施行決定（EU）2023/2683を廃止するXXX付欧州委員会施行決定（EU）…/…」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/113092/1>

機密情報*

* 必要に応じ限定配布されたい。公共の場で閲覧し、公開し、持ち込むことを避けられたい。安全に保管し、保管及び送信時には暗号化されたい。コピーはシュレッダー処理又は安全な削除により破棄されたい。詳細取扱い手順 <https://europa.eu/db43PX>

「シングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータの計算、検証、報告に関する欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904の適用ルールを定め、欧州委員会施行決定（EU）2023/2683を廃止するXXX付欧州委員会施行決定（EU）…/…」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/518110/113092/1/attachment>

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮に入れ、

2019年6月5日欧州議会及び閣僚理事会「特定のプラスチック製品の環境影響の低減に関する指令(EU) 2019/904」[1]、特にその第6条(5)第2サブパラグラフ及び第13条(4)第3サブパラグラフを考慮に入れ、

一方：

(1) 指令(EU) 2019/904は、同指令附属書パートFに列挙されるシングルユースプラスチック飲料ボトル（PETボトルを含む）における再生プラスチック含有量の最低目標値を設定している。加盟国は、PETボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータを毎年ごとに報告しなければならないこと。

(2) 欧州委員会施行決定(EU) 2023/2683[2]は、再生プラスチック含有率目標の算出及び検証の方法論、並びに飲料ボトルにおける再生プラスチック含有率に関するデータの報告様式を定めた。この方法論は、欧州委員会規則(EU) 2022/1616[3]に従って生成されたデータに基づくこと。

(3) 規則(EU) 2022/1616 に言及される適切なリサイクル技術は、PET のポストコンシューマーメカニカルリサイクルとクローズド及び管理されたチェーンにおける製品ループからのリサイクルのみである。同規則の対象外となる追加のリサイクル方法が、指令(EU) 2019/904 に定められた再生プラスチック含有率目標の達成に貢献できるようにするために、こうした追加のリサイクル方法から得られる再生プラスチック含有率の算出、検証、及び報告に関する追加のルール規則を策定する必要がある。特に、いわゆるマスバランス方式を導入する必要があり、そのためには既存の方法論に大幅な追加が必要となる。明確性と法的確実性を確保するため、また必要となる新たなルールや既存のルールの変更の数を考慮すると、施行決定 (EU) 2023/2683 は廃止されるべきであること。

(4) プラスチック汚染抑制に向けた世界的な取組みが加速するにつれ、メカニカルリサイクルとケミカルリサイクルのいずれの方法であれ、再生プラスチック市場、そして関連するサプライチェーンが世界的に発展することが予想される。既存のあらゆるリサイクル方法とプロセスにおいて、再生プラスチック含有量が透明性、検証可能性、そして比較可能性をもって報告されることを確保するため明確なルールが必要である。EU のルールは、世界的な公平な競争条件を確保することを目指し、将来の国際的アプローチのための枠組みを提供すべきであること。

(5) ケミカルリサイクルは、メカニカルリサイクルが困難又は不可能なプラスチック廃棄物を処理でき、再生品の品質と技術的性能を向上させることができる。循環型経済の潜在能力を最大限に引き出すために、ケミカルリサイクルは、再生品の品質と技術的性能が十分である場合、環境の観点から一般的に望ましいメカニカルリサイクルを補完するはずであること。

(6) 循環型プラスチック経済において環境的便益を生み出す可能性のあるあらゆるリサイクル方法及びプロセスが経済的にも実現可能となるよう、簡素かつ予測可能な枠組みを構築することを目的として、EU のリサイクル含有量に関する報告ルールは、あらゆるリサイクル方法及びプロセスを対象とすべきである。また、これらのルールは、代替原料の使用を奨励し、バージン化石資源への依存を低減することにより、EU 化学産業の循環型社会への移行を促進するはずであること。

(7) 飲料ボトルのリサイクルプラスチックは、欧州委員会規則(EU)2022/1616[4]の意味する適切なリサイクル技術であるメカニカルリサイクル、又は同規則の意味する適切なリサイクル技術若しくは新規技術であるその他のリサイクル技術によって得られ、かつ、払出し物におけるポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料の割合が既知であり、かつ、ポストコンシューマープラスチック廃棄物以外のプラスチック廃棄物が投入物として使用されていない場合、規則(EU)2022/1616 に従って、飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関するデータの計算、報告及び検証のため考慮されるべきであること。

(8) ポストコンシューマープラスチック廃棄物からの再生プラスチックであって、材料の化学構造が変化するケミカルリサイクルを含むその他のリサイクル方法によって得られたもの、又はプレコンシューマープラスチック廃棄物とポストコンシューマープラスチック廃棄物の混合物から生成されたものも、指令(EU) 2019/904 の目的のために実施される飲料ボトル中の再生プラスチック含有量に関するデータの計算、検証及び報告において考慮されるべきである。プラスチック廃棄物がリサイクル工程にかけられ、ポリマーが分解され、その結果生じた物質がしばしば一次原料と混合されて、新しいポリマーやその他の製品の製造に使用される場合、払出し物における適格物質の割合が一般的に不明であるため、マスバランス方式を適用する必要がある。マスバランス方式は、投入物におけるポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の物質の重量が、全ての払出し物及びロスに帰属するポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の物質の重量と等しくなることを保証していること。

(9) ケミカルリサイクルにおいては、投入されるポストコンシューマープラスチック廃棄物の化学構造が破壊され、結果として生じる材料は、一般的に再重合されるまでポリマーにはならない。従って、ポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料は「適格材料」と呼ぶべきである。リサイクルプロセスの段階に応じて、「適格材料」は廃棄物又は非廃棄物のステータスを持つこと。

(10) サプライチェーンのある段階でマスバランス方式が適用される場合、それは後続の全ての段階にも適用されるべきである。なぜなら、以前の段階でマスバランス方式を適用するということは、個々の投入物における適格材料の割合が不明であり、従って、払出し物においても不明であることを意味するからである。

(11) サプライチェーンにおいて、投入物と払出し物の両方がポリマーで構成される段階、例えばケミカルリサイクルにおける再重合後においては、既知の割合で材料を混合すると、既知の割合で払出し物が生成される。従って、こうした段階では、適格材料の帰属量を追加

的に再配分する必要はなく、また、再配分は認められるべきではないこと。

(12) 指令(EU)2019/904に基づき、加盟国は、PET ボトルに含まれる再生プラスチック含有量に関する情報を欧州委員会に報告し、当該含有量に関する目標（以下「目標」という。）の達成を証明するものとする。再生プラスチック含有量は再生材の量を指すが、目標はパーセンテージ、即ち PET ボトルに含まれる再生プラスチックの割合で表される。従って、加盟国は目標達成を証明するため、PET ボトルに含まれる再生プラスチック含有量の合計重量だけでなく、再生プラスチック含有量の割合を算出できるように、ボトルを構成する全てのプラスチック部品の合計重量も報告する必要があること。

(13) これらの目標の目的は、プラスチックの循環利用を確保しつつ、再生プラスチックの市場への普及を促進することにあることから、飲料ボトルの重量を算出する際には、プラスチック部品のみを考慮することが適切である。一般的な飲料ボトルにおけるプラスチック以外の部品（例えば紙ラベル）は、その重量の最大5%を占めると推定されるため、PET ボトルのプラスチック以外の部品を計算から除外しても、目標達成の評価に大きな影響はないと考えられること。

(14) 指令(EU)2019/904では、PET ボトルにキャップと蓋が含まれると規定されている。但し、再生プラスチック含有量目標の計算と検証の目的で、ラベルとスリーブも PET ボトルの一部と見なす必要がある。まず、PET ボトルは、一般的に消費者に販売されている形式では、本体、キャップ、蓋、ラベル又はスリーブで構成されている。ラベルとスリーブは、ブランドや広告目的を含め、消費者に情報を伝達するために使用される。スリーブは通常、ボトルの周囲 360 度をカバーするが、他のラベルは通常、ボトルのより狭い部分のみをカバーする。次に、ラベルとスリーブは、しばしば、キャップや蓋と同じ製造段階でボトルに取り付けられることがある。従って、ラベルとスリーブの重量は PET ボトルの重量に含める必要があり、ラベルとスリーブに含まれる再生プラスチックは、PET ボトル内の再生プラスチックの重量に含める必要があること。

(15) PET ボトル中の再生プラスチック含有量の算出及び検証の目的において、「再生プラスチック」という用語は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物由来の材料のみを含むものと定義されるべきである。ポストコンシューマープラスチック廃棄物のリサイクルには既に十分な市場インセンティブが存在するため、この区別は重要である。市場に投入されたものの、消費者への販売前に使用期限を過ぎた製品の包装に由来するプラスチック廃棄物は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物と見なされるべきである。一方、製品の市場投入前の全ての二次加工、試験、保管及び輸送を含む製造工程で発生するプラスチック材料及び廃棄物は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物と見なされるべきではないこ

と。

(16) 目標達成度の算出及び検証の目的で使用される再生プラスチックは、環境に配慮した方法でリサイクル（分別を含む）されたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られるべきである。リサイクルに関する高い環境基準を維持することは、リサイクル材の推進による環境付加価値を維持し、不適切な廃棄物収集・管理慣行や汚染物質の排出により、バージン材をリサイクル材に置き換えることにより、持続可能性のメリットが損なわれる状況を回避するため不可欠であること。

(17) 規則(EU) 2024/1157 は、経済協力開発機構（OECD）「回収作業のための廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（「OECD 決定」）[5]の適用対象となる国と適用されない国を区別している。2026年11月21日以降、同規則に基づき、OECD 非加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出は2029年5月21日まで禁止されるが、OECD 非加盟国はそれ以降、除外を申請できること。

(18) OECD 決定が適用される国々におけるプラスチック廃棄物の管理に関する基準やインフラの能力の水準が異なっていること、また、禁止措置がプラスチック廃棄物の貿易フローに与える影響が不確実であることを踏まえ、OECD 決定が適用される国々からの再生プラスチックは、2027年11月21日以降、PET ボトルの再生プラスチック含有率の義務的目標に算入されるべきである。その日までに、欧州委員会は、影響を受ける第3国の主張を評価した上で、規則(EU) 2024/1157 第45条(5)及び(6)に基づく評価を行い、決定を採択すべきである。この期間内に、加盟国はデータ収集と報告を調整することができること。

(19) OECD 決定が適用されない国々でリサイクル（選別を含む）されたポストコンシューマープラスチック廃棄物は、EU との間で、プラスチック廃棄物の環境上適正な管理を確保する協定又は取決めが締結されている場合にのみ、目標達成のために算入されるべきである。この要件は、規則(EU) 2022/1616 に基づいて確立されたものなど、適用されるその他の EU 法令の要件に追加されるものであり、かつ、これらの要件を損なうものではないこと。

(20) 再生プラスチック含有率目標の算出に関する規定に係らず、プラスチック飲料ボトルの製造のために再生プラスチックを輸入することは、適用される EU のルールに従って可能であること。

(21) 規則(EU) 2022/1616 は、再生プラスチックを含み、食品接触材料の各バッチにおける再生プラスチック含有率の報告を含め、連続した製造工程全体に亘る報告チェーンを確立

している。事業者の事務負担を最小限に抑えるため、規則 2022/1616 に適用される「プラスチック」及び「再生プラスチック」の定義が、本決定に適用される定義と若干異なる場合でも、PET ボトルの再生プラスチック含有率の計算にもこの情報を使用する必要がある。規則(EU) 2022/1616 に基づいて提供される情報は、本決定の地理的範囲を反映するため、材料の原産地に関する情報によって補完されるものとする。PET ボトルを市場に投入する事業者は、規則(EU) 2022/1616 に基づく適合宣言の補足情報に記載されている再生プラスチック含有率に基づいて、当該ボトルに含まれる再生プラスチックの重量を計算すべきこと。

(22) 指令(EU)2019/904 第 13 条(1)ポイント(e)の規定の適用上、PET ボトルに含まれる再生プラスチックの割合は、加盟国の市場に投入された時点(「最終計算時点」)で算定される。現在、最終計算時点において再生プラスチック含有量を信頼性の高い方法で分析測定することはできない。従って、最終計算時点における正確な計算を可能にするためには、サプライチェーンのより早い段階で、追加の計算時点を通じて再生プラスチック含有量を決定する必要がある。適格材料から少なくとも部分的に得られた材料の化学的又は物理的組成が変化する場合は常に、特に、当該材料がバージンポリマー、バージン添加剤、又はポストコンシューマープラスチック廃棄物ではないプラスチック廃棄物由来の材料など、他の材料と混合される場合は、計算時点が必要となる。リサイクル経路上の異なる計算時点においては、プロセス段階及び適用されるリサイクル法に応じ、適格材料の重量又は出力における帰属量の算定方法が異なる場合があること。

(23) 再生プラスチックのサプライチェーンにおいてマスバランス方式を適用する事業者は、いかなる時点においても、対象物質の帰属量の数字の残高を超過して引き落とすことが許されるべきではない。即ち、数字の残高がマイナスになってはならない。帰属量のマイナス残高は、事業者が実際に生産又は購入した対象物質を販売した量よりも多くなっていることを意味すること。

(24) マスバランス方式を適用するためには、複数の払出し物を有するプロセスにおいて、投入対象物質を払出し物にどのように配分するかに関するルールを定める必要がある。本決定に定められたルールは、いわゆる「燃料使用除外」アプローチを反映しており、これは、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC 第 3 条(17)[6]を遵守するため、事業者が各計算時点において、燃料に加工される対象物質又はロスのリサイクル含有量の計算から除外することを意味する。これは、デュアルユース払出し物、即ち、燃料及び非燃料製品の両方に更に加工できる液体又は気体の中間払出しにも適用される。燃料となるデュアルユース払出し物に含まれる適格物質の相対的な割合は、リサイクル含有量としてカウントされるべきではない。炭化物などの固体状のデュアルユース払出しは、予見可能な将来において、実

際には相当規模で高価値の非燃料製品に加工されることはないと予想されるため、リサイクル含有量の計算から完全に除外する必要があること。

(25) プロセスの透明性を高めるために、化学的トレーサビリティが適用される。即ち、「燃料用途除外」の配分ルールに加え、適格物質の帰属量が製品に理論的に存在し得る適格物質の量を超えないようにするため追加規定を設ける必要があること。

(26) 適格物質の帰属量は、企業内の異なる施設間又は異なる企業間で移動されるべきではない。帰属量の計算と検証が複雑になるためである。但し、この決定の遵守を保証するために必要な文書、特にトレーサビリティを確保し、その後他の材料と混合する場合の計算の基礎を提供する文書が材料に添付されている場合、帰属量の再割り当てを行わずに、企業の異なる施設間又は異なる企業間で帰属量の材料を物理的に移動することを妨げるものではないこと。

(27) リサイクルプラスチック含有量の最低目標を達成することによる環境上の利点を確保し、その利点を損なう可能性のある迂回行為を防止するため、加盟国は、PET ボトルを市場に投入する経済事業者から収集するデータと情報を検証するための規定を導入すべきである。経済事業者は、帰属量の適格物質を含む材料の各バッチについて、帰属量に関する関連情報を記載した宣言を顧客向けに作成し提供すべきである。重大な変更を導入しない経済事業者は、供給者から受け取った宣言のみを伝達すべきである。更に、投入段階と出力段階の両方でポリマーを含まない材料を処理する事業者は、第3者による検証の対象となるべきである。この検証は、プロセス固有の量や投入と払出しの分類、沸点曲線、適格物質がリサイクル経路上に残っているという証拠など、マスバランス方式による適格物質の配分に関連する全ての情報を網羅すべきである。ケミカルリサイクルプロセスの最終段階で検証者が発行する証明書は、加盟国が飲料ボトルを市場に出す事業者から証明書を収集できるよう、サプライチェーンを通じて、通常は充填業者まで引き継がれるべきであること。

(28) 帰属量のある材料の加工が第3国で行われ、その結果生じた材料が輸入される場合、加盟国は、本決定のルールが遵守されていることを確保するため、材料に付随する情報の正確性を検証すべきであること。

(29) 目標の算定及び検証に関する規則と、再生プラスチック含有量に関するデータ及び情報の報告様式は、同一のボトルに含まれる同一の再生プラスチックに言及するため、密接に関連している。一貫性を確保するため、目標の算定及び検証に関する規則と、データ及び情報の報告様式は、単一の法律において規定されるべきであること。

(30) データ及び情報の報告様式は、欧州委員会決定 2005/270/EC[7]に規定されている包装及び包装廃棄物の測定方法及び報告様式を考慮に入れており、これらも重量及び材質に基づいていること。

(31) PET ボトル中の再生プラスチック含有量のモニタリングは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2024/903[8]の意味する越境デジタル公共サービスを構成する。本決定は、上記のデジタル公共サービスに影響を与える新たな拘束力ある要件を導入しており、従って、当該デジタル公共サービスは、規則(EU) 2024/903 第 3 条に規定されている相互運用性評価義務の対象となる。これに拠り、相互運用性評価が実施され、その結果得られた報告書は相互運用可能な欧州ポータルで公表される予定であること。

(32) プラスチック廃棄物は、リサイクル材に求められる品質及び様々な技術の経済的実現可能性を考慮し、環境影響を最大限に低減するリサイクル方法により処理されるべきである。これを考慮すると、環境的観点からは、一般にメカニカルリサイクル方法がケミカルリサイクル方法よりも好ましく、メカニカルリサイクル可能な廃棄物は、メカニカルリサイクルによって同様の品質又は性能特性を有するリサイクル材を生産できる場合には、原則としてケミカルリサイクルに供すべきではない。欧州委員会は、利用可能なリサイクル技術の発展を、その経済的及び環境的パフォーマンスを考慮しつつ監視する。リサイクル分野における関連技術開発（ケミカルリサイクル方法の完全商業規模への展開を含むがこれに限定されない）を考慮するため、欧州委員会は、本決定において確立された帰属量の配分規則を含む方法論を適宜見直し、適切な場合、規則（EU）2025/40 第 7 条(8)に定める規定との整合を検討すべきであること。

(33) 欧州化学産業行動計画に反映されているように、競争力ある循環型経済に向けた EU の目標と廃棄物管理政策の効果的な達成を確保し、化学産業の脱化石化への投資を促進するために、規則（EU）2025/40 第 7 条（8）などの EU 法規に基づいて策定された再生プラスチック含有量の計算、検証、報告の方法論は、特定の法的根拠と目的を考慮し、関連する材料とリサイクル技術の特性を反映すべきである。従って、この決定で確立された PET ボトルの再生プラスチック含有量を決定するための方法論は、その製品カテゴリにのみ適用されるべきである。この決定に規定されている措置は、指令 2008/98/EC 第 39 条に基づき設置された委員会の意見に基づくものであること。

次の決定を採択した：

第 1 条 定義

この決定においては、以下の定義を適用する：

(1) 「再生プラスチック」とは、再生利用前はポストコンシューマープラスチック廃棄物であったプラスチックであって、指令 2008/98/EC 第 3 条(17)に定義される再生利用（選別を含む）によって EU 域内において生産されたものをいう。（選別を含む。） 2027 年 11 月 21 日以降、以下の国でリサイクル（選別を含む）されたポストコンシューマープラスチック廃棄物も対象となる：

(1) OECD 決定が適用される第 3 国（但し、規則(EU) 2024/1157 第 45 条(5)及び(6)に基づいて実施された評価及び採択された決定により、当該国がプラスチック廃棄物の環境上適正な管理の要件を満たしていないと結論付けられる場合は除く。）；

(2) 再生プラスチックが、EU 法令、特に指令 2008/98/EC 及び規則(EU) 2025/40 に基づく人の健康及び環境保護に関する要件に関連する EU 基準と同等の方法で各関連施設において処理されたポストコンシューマープラスチック廃棄物から得られることを確保するための協定又は取決めに EU が締結した第 3 国。当該国は、その全領域を網羅し、環境上適正な廃棄物管理を保証する能力と意思を示す包括的な廃棄物管理枠組みを有し、特に以下の基準を考慮に入れなければならない：

(i) 拡大生産者責任制度の導入、又は汚染者負担原則を実施する同等の制度など、その領域内における環境上適正な廃棄物管理を確保するために実施され、計画されている措置；

(ii) ポストコンシューマープラスチック廃棄物からリサイクルされるプラスチックの割合を高めるために実施され、計画されている措置、並びにこれらの措置を監視するための指標；

(iii) 国内市場に投入される製品に組み込まれるポストコンシューマープラスチック廃棄物からリサイクルされるプラスチックの割合を高めるために実施され、計画されている措置、並びにこれらの措置を監視するための指標；

(注：(2)が欠落)

(3) 「ポストコンシューマープラスチック廃棄物」とは、以下のいずれかの条件を満たすプラスチック製品から発生する廃棄物をいう：

(a) EU の市場に投入されたもの；

(b) 商業活動の一環として、有償か無償かを問わず、第 3 国において流通、消費若しくは使用のために市場に投入され、又は提供されたもの；

(4) 「飲料ボトル」とは、容量が3リットル以下のシングルユースプラスチック飲料ボトル（キャップ、蓋、ラベル及びスリーブ（ある場合）を含む）をいい、以下のボトルは除く：

(a) プラスチック製のキャップ及び蓋を有するガラス製又は金属製の飲料ボトル；

(b) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) No 609/2013[9]第2条(2)ポイント(g)に定義される特別な医療目的の食品に使用することを意図した飲料ボトルであって液体状のもの；

(5) 「PET ボトル」とは、ポリエチレンテレフタレートを主成分として製造された飲料ボトルをいう；

(6) 「経済事業者」とは、飲料ボトルの市場投入に至るサプライチェーンの一部を構成する、又は飲料ボトルを市場投入する以下のいずれかの事業者をいう：

(a) 規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(16)に定義されるリサイクル業者；

(b) 規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(17)に定義されるコンバーター；

(c) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 178/2002[10]第3条に定義される食品事業者；

(d) 第3国からの製品を加盟国の市場に投入する、EU域内に設立された自然人又は法人；

(e) 廃棄物の収集若しくは処理、又はその両方を専門的に行う自然人又は法人；

(7) 「リサイクル技術」とは、規則(EU) 2022/1616 第2条(3)ポイント(1)に定義されるリサイクル技術をいう；

(8) 「適格材料」とは、ポストコンシューマープラスチック廃棄物及びポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料をいう；

(9) 「サプライチェーン」とは、飲料ボトルの製造及び流通に関わる一連の工程又は活動をいう；

(10) 「計算ポイント」とは、サプライチェーンにおいて、特定の材料について適格材料の含有量が決定されるポイントをいう；

(11) 「バッチ」とは、規則(EU) 2022/1616 第 2 条(3)項(20)に定義されるバッチをいう；

(12) 「マスバランス方式」とは、対象となる物質が他の物質と共にプロセスの投入物として使用される場合に、サプライチェーン全体及び払出しにおける帰属量を決定するために用いられる一連の計算ルールをいう；

(13) 「帰属量」とは、プロセスに投入され、一定期間において当該プロセスの払出しに配分される対象となる物質の重量をいう；

(14) 「払出しカテゴリ」とは、払出しを次のいずれかのカテゴリに分類することをいう：
ロス以外の払出しで、プラスチックを含む燃料以外の物質に再加工される、又は再加工される予定のもの（「非燃料」）；

ロス以外の払出しで、燃料であるもの（プロセス自体にエネルギーを供給するために消費される払出し、又は燃料として使用される物質に再加工される予定のもの（「燃料」）；

ロス以外の払出し、燃料又は燃料以外の物質に再加工できるもの（「デュアルユース出力」）；

指令 2008/98/EC 第 3 条(19)に規定する意味で廃棄される払出し物（「ロス」）；

(15) 「施設」とは、同一の事業体による経営管理下において、同一の敷地内に所在し、活動、製品及びサービスが管理されている 1 つ以上の製造工場（関連する全てのインフラ、設備及び資材を含む）をいう；

(16) 「検証」とは、検証者が、事業体が飲料ボトルのリサイクル含有量に関するデータの計算に関する要件を満たしていることを証明するプロセスをいう；

(17) 「検証機関」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) 765/2008[11]第 2 条(13)に定義される適合性評価機関であって、同規則に従って認定されたものをいう；

(18) 「リサイクル経路」とは、適格物質を非燃料物質に加工する可能性を維持するプロセス（その様々な段階を含む）をいう；

(19) 「メカニカルリサイクル」とは、選別、粉碎、洗浄、物質の分離、乾燥、押出成形、再結晶化を含むメカニカル及びフィジカルプロセスを通じて、収集されたプラスチック廃

棄物を回収し、プラスチック廃棄物の化学構造を変化させることなくプラスチックを製造するリサイクル技術をいう；

(20)「最大許容沸点」とは、対象物質又はその一部が単一の蒸気分解装置に供給される場合には当該蒸気分解装置の最大許容沸点をいい、対象物質又はその一部が複数の蒸気分解装置で処理される場合には、全ての個々の蒸気分解装置の最大許容沸点の加重平均をいう。

第2条 飲料ボトルにおける再生プラスチック含有率の算出方法

1. PET ボトルにおける再生プラスチック含有率は、ある年に加盟国で市場に流通した PET ボトルに含まれる再生プラスチックの重量を、当該年に当該加盟国で市場に流通した PET ボトルに含まれるプラスチックの重量で除して算出する。得られた比率は、百分率で表す。

2. 第1項に規定する計算は、附属書Iに定める式1～3を用いて行うものとする。

第3条 PET ボトル中のプラスチックの重量の算定方法

1. PET ボトル中のプラスチックの重量は、加盟国において特定の年に市場に投入された PET ボトル中のプラスチックの重量の合計とする。これらの PET ボトルのデータは、第5条に従って収集するものとする。

2. 加盟国において市場に投入された PET ボトル中のプラスチックの重量は、他の加盟国への PET ボトルの輸出又は移動を考慮して調整することができる。当該調整は、附属書Iに定める式4～9を適用して行うものとする。

第4条 PET ボトル中の再生プラスチックの重量の算定方法

1. PET ボトル中の再生プラスチックの重量は、加盟国において特定の年に市場に投入された PET ボトル中の再生プラスチックの重量の合計とする。これらの PET ボトルに関するデータは、第5条に従って収集される。

2. 市場に投入される PET ボトルに含まれるプラスチックの重量が第3条(2)に従って調整される場合、PET ボトルに含まれる再生プラスチックの重量も、他の加盟国への PET ボトルの輸出又は移動を考慮するため調整される。この調整は、附属書Iに定める式4を適用して行われる。

第5条 PET ボトルを市場に投入する事業者からのデータ収集義務

1. 加盟国は、PET ボトルを市場に投入する事業者から、当該ボトルに含まれるプラスチック及び再生プラスチックの重量に関するデータを収集し、プラスチック及び再生プラスチックについて別々に集計する。

2. 加盟国は、事業者が飲料ボトルの様々な部分について、第 1 項に規定する再生プラスチックの重量を算出し、第 2 項に定める方法を用いて集計することを確保する。

ポストコンシューマープラスチック廃棄物以外のプラスチック廃棄物が投入物として使用されておらず、かつ、全ての再生プラスチックが、以下のいずれかのリサイクル技術の適用により得られる場合：

(a) 規則(EU) 2022/1616 に基づき適切なりサイクル技術として列挙されているメカニカルリサイクル；

(b) 規則(EU) 2022/1616 に基づき適切なりサイクル技術又は新規技術であるその他のリサイクル技術であって、払出しにおける適格材料の割合が既知である。

規則(EU) 2022/1616 附属書 III に定める適合宣言に付随する附属書 V パート C に基づく宣言に記載された再生プラスチックの割合に、それぞれのボトル部品の重量を乗じるものとする。

3. 本条第 2 項に定める方法論が適用できない場合、第 6 条に定める方法論が使用されるものとする。

4. 第 1 項に規定する再生プラスチックであって、第 2 項(a)及び(b)に定めるいずれかのリサイクル技術の適用により一部得られ、かつ、その他のリサイクル方法により一部得られたものについては、加盟国は、自国の領域内に所在する事業者が、リサイクル方法の混合が行われる段階から始まるサプライチェーンの各段階において、第 6 条に定める方法論を適用することを確保するものとする。混合が行われる前においては、それぞれ第 2 項及び第 3 項に定める方法論を適用するものとする。

第 6 条 対象材料の重量の算定

1. ポストコンシューマープラスチック廃棄物に全部又は一部由来する材料の化学的又は物理的組成が変化する場合には、他の材料と混合される場合を含め、算定点を設定するものとする。PET ボトル中の再生プラスチックの重量は、PET ボトルが市場に流通する時点で、各部品について算定点において得られたデータに基づき算定するものとする。

2. 計算時点において、払出し物中の適格物質の割合が既知であり、かつ、以前にマスバランス方式が適用されていない場合、各払出しの各バッチについて、払出し物中の適格物質の割合に当該バッチの重量を乗じて適格物質の重量を算出する。
3. 計算時点において、本条第2項が適用されない場合には、第7条に従ってマスバランス方式を用いる。

第7条 マスバランス方式

1. 帰属量は、第2項から第5項に従って、対象期間を代表するプロセス固有の作業データに基づいて決定する。
2. 投入材中の適格物質の重量の計算は、次のいずれかの情報源に基づいて行う：
 - (a) 第8条第3項に従って、計算時点における経済事業者以外の経済事業者から受領した申告（当該他の経済事業者が適格物質を提供する場合）；
 - (b) 計算時点における経済事業者の内部文書。
3. 計算ポイントが、全ての適格物質が燃料若しくはロスに加工されるか、又はスチームクラッカーに投入されるリサイクル経路における最初の計算ポイントであり、かつ、投入適格物質が液体である場合、第4項が適用される。

投入適格物質が液体であり、その一部が後の計算ポイントでスチームクラッカーに投入されるが、その一部はスチームクラッカーに投入されずにプロピレンに更に加工される場合、第4項は、スチームクラッカーに投入されずにプロピレン製造に使用された物質（「プロピレンストリーム」）がスチームクラッカーに投入される物質（「スチームクラッカーストリーム」）から分離される時点まで適用される。

(c) プロピレンストリームについては、払出物中の帰属量の割合は、投入物中の適格物質の割合と等しくなければならない。以降の計算ポイントについては、第5項が適用される；

(d) スチームクラッカーストリームについては、残りのステップに関して第4項が適用される。

その他の場合には、第5項が適用される。

4. スチームクラッカーに投入される適格物質の重量は、以下の手順に従って測定するものとする：

(a) 最高許容沸点を確定する；

(b) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法（EN 15199-3:2021、EN 15199-4:2021、又は同等の規格）に従って、最高許容沸点で蒸発させた投入適格物質の重量を測定する；

(c) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法（EN 15199-3:2021、EN 15199-4:2021、又は同等の規格）に従って、最高許容沸点で蒸発させた投入適格物質の総重量（適格物質と不適格物質の混合物であってもよい。）を測定する；

(d) 最大許容沸点で蒸発しない投入物の割合が、本計算点の後、蒸気分解装置に入る前に、投入物質の沸点曲線が変化する処理工程を経る場合、各処理工程において以下の手順を実行するものとする：

(i) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法（例えば、EN 15199 3:2021、EN 15199-4:2021、又は同等の方法）に従って、最大許容沸点で蒸発する出力中の適格物質の重量を測定し、この重量を(b)で測定した重量に加算する；

(ii) ガスクロマトグラフィーによる石油留分の沸点範囲分布の標準試験方法（例えば、EN 15199-3:2021 及び EN 15199-4:2021 又は同等の方法）に従って、最大許容沸点で蒸発させた生成物の重量を測定し、この重量を(c)で測定した重量に加算する；

(e) (b)に従って測定され(d)に従って調整された重量と(c)に従って測定され(d)に従って調整された重量との比率を計算するか、又は、(b)又は(d)(i)の工程が技術的に実行不可能であることを経済事業者が検証可能な証拠を提示する場合、この比率を投入対象物の重量と投入物全体の重量との比率と等しいと見なす；

(f) 経済事業者が提示した検証可能な証拠に基づき、(a)に規定するスチームクラッカーに投入される物質の重量を測定する；

(g) (e)で決定された比率に(f)で決定された物質の重量を乗じ、その結果を蒸気分解装置に投入されると見なされる適格物質の重量とする；

(h) 蒸気分解装置に投入される適格物質を異なる払出し物に帰属させる次の計算点は、蒸

気分解装置の払出しとする。

5. 以下の手順を踏むものとする：

(a) 投入適格物質の重量は、各払出しにおける適格物質の相対的な割合が、投入における適格物質の相対的な割合と等しくなるように、異なる払出しに割り当てるものとする；

(b) 各払出しは、その払出しカテゴリに従って分類するものとする；

(c) 各払出しについて、割り当てられた投入対象物質の重量に、リサイクル経路上に残る払出しの割合を表すデュアルユース係数を乗じて、当該出力の帰属量を算出するものとする。その値は、以下のとおりとする：

(i) 払出しカテゴリ「非燃料」の払出しについては、デュアルユース係数は1とする；

(ii) 払出しカテゴリ「燃料」及び「ロス」の払出しについては、デュアルユース係数は0とする；

(iii) 払出しカテゴリ「デュアルユース払出し」の払出しについては、デュアルユース係数は以下のとおりとする：

(1) 払出しが固体の場合、0とする；

(2) 払出しが液体又は気体の場合、経済事業者がリサイクル経路上に残っていることを検証可能な証拠として提示する割合とする。

6. 第2項から第5項に従って帰属量を配分した後、経済事業者は、以下の条件に従い、帰属量を異なる払出し物に再配分することができる：

(a) 帰属量は、適格な投入物を当該払出し物に現実的に変換することが可能な実行可能なケミカルプロセスが存在することが証明できる払出し物にのみ配分される；

(b) 特定の払出し物の帰属量は、使用された投入物の適格物質から得られる払出し物の割合を超えない；

(c) 投入物と払出し物の両方がポリマーではない。

7. マスバランス方式を実施できる期間は最長3ヶ月である。帰属量のプラスの計算は、翌期に繰り越すことができる。帰属量のマイナスの計算は、いかなる時点においても認められない。

8. マスバランス方式は、各施設について適用される。帰属量は、同一企業の異なる施設間又は異なる企業間で移転してはならない。

9. 加盟国が第 5 条(1)に基づき経済事業者からデータを収集する再生プラスチックの重量は、市場に流通する PET ボトルに使用されている材料に割り当てられた帰属量と等しくなければならない。

第 8 条 検証

1. 加盟国は、ポストコンシューマープラスチック廃棄物の発生場所又はリサイクル場所に係らず、リスクに基づくアプローチに従い、第 5 条(1)に基づき収集されたデータを検証しなければならない。

2. 加盟国は、この決定に従って算出、収集及び検証されたデータのみを報告するものとする。加盟国は、第 9 条に基づき欧州委員会に報告するデータを検証する責任を負う。

3. 経済事業者は、顧客に提供する材料の各バッチに、附属書 V パート A、B 及び C に規定する様式に従って発行された、再生プラスチック含有率に関する宣言を添付しなければならない。経済事業者は、供給者から受領した宣言を少なくとも 5 年間保管しなければならない。物質の化学的又は物理的組成を変更せず、かつ、他の物質と混合しない事業者は、申告書の作成を求められず、供給者から受領した申告書を顧客に渡すことのみを求められる。

4. 第 5 条(3)又は第 5 条(4)に従って算出されたデータについては、本条第 5 項から第 10 項が適用される。

5. 投入段階及び払出し段階の両方においてポリマーを含まない物質を処理し、第 6 条(3)に従ってデータを算出する事業者は、以下の全ての要件を遵守しなければならない：

(a) 自らが行う又は依拠する計算に関連する全ての証拠を保管し、検討するためのシステムを有すること；

(b) 第 6 条(3)に従って帰属量を計算するための機能的なシステムを有すること；

(c) この決定及び指令(EU) 2019/904 への遵守を証明するために必要な全ての証拠を、少なくとも 5 年間、関係加盟国が要求する場合には、より長期間保管すること；

(d) (c)に規定する証拠の検証に関連する情報の作成責任を負うこと；

(e) 本条第 6 項の規定に従い、検証機関が実施する施設レベルの年次検証を受けること。

第 1 項ポイント(e)の規定に除外として、欧州委員会勧告 2003/361/EC[12]の意味における零細企業、中小企業については、3年ごとに検証を実施するものとする。

6. 検証者は、検証チームを選定し、任命するものとする。第 5 条(3)及び(4)に定めるルールの遵守状況の検証は、現地において、規則(EC)No 765/2008 に基づき欧州連合官報に掲載された適用基準に従って実施するものとし、少なくとも以下の要素を含むものとする：

(a) 経済事業者が実施する目標達成に関連する活動の特定；

(b) 目標達成に関連する経済事業者及びその組織全体の関連システムの特定、並びに関連する管理システムの有効な実施状況の確認；

(c) 監査人の専門知識及び経済事業者から提出された情報に基づき、経済事業者及びサプライチェーンのリスクレベル、特に直近の上流及び下流段階におけるリスクに応じて、活動の全体的なリスクプロファイルを考慮した、重要な虚偽表示につながる可能性のあるリスクの分析；

(d) リスク分析並びに経済事業者の活動の範囲及び複雑性に対応し、当該事業者の活動に関して使用されるサンプリング方法を規定する検証計画；

(e) (d)に規定する規定されたサンプリング方法に従って証拠を収集することにより検証計画を実施すること（関連する全ての追加証拠を含む。）；

(f) 事業者に対し、監査証拠の欠落要素、変動の説明、又は請求若しくは計算の修正を提供するよう求める要請；

(g) 目標達成に関連する施設ごとの全ての投入物のリスト、並びに取扱う関連物質の説明及びその全ての供給者の詳細；

(h) 目標達成に関連する施設ごとの全ての払出し物のリスト、並びに取扱う関連物質の説明及びその全ての顧客の詳細；

(i) 第 7 条に基づく適格物質の払出しへの配分に関する全ての関連情報；

(j) 簿記システムと投入、払出し及び残高との間の不一致。

7. 検証チームは、監査の範囲を考慮し、検証活動を実施するために必要な能力、経験、並びに一般的及び専門的な技能を有しなければならない。

8. 検証者及びその職員は、以下の要件を満たさなければならない：

(a) 誠実性、客観性、専門的能力、及びデューデリジェンスを含む職業倫理の原則を遵守すること；

(b) 監査対象となる年次計算及び申告を行う主体について包括的な理解を有すること；

(c) 基礎となるデータ及び情報の信頼性を評価する能力を有すること；

(d) 検証の対象となる経済事業者からの独立性を維持すること。

9. 検証に関連して発行される証明書は、以下の全ての特性を備えなければならない：

(a) 少なくとも附属書 IV に定める要素を含むこと；

(b) 有効期間は 1 年間とする。但し、勧告 2003/361/EC 附属書に定義される零細企業、中小企業については、有効期間は 3 年間とする；

(c) 全ての加盟国によって承認される。

10. 投入段階及び払出し段階のいずれにおいてもポリマーを含まない材料を処理する事業者は、その直接の顧客に第 9 項に規定する証明書の写しを提供しなければならない。

投入段階及び払出し段階の両方においてポリマーを含む材料を処理する事業者で、第 9 項に規定する一又は複数の証明書の写しを受領している事業者は、当該証明書の写しを直接の顧客に引き渡さなければならない。

加盟国は、飲料ボトルを市場に投入する事業者から、第 3 項に規定する宣言書及び当該事業者が供給者から受領した証明書を収集しなければならない。

第 9 条 加盟国によるデータの収集及び報告

1. 加盟国は、第 3 条の規定に従って市場に流通する飲料ボトルに含まれるプラスチックの

重量、第 4 条の規定に従って市場に流通する飲料ボトルに含まれる再生プラスチックの重量、並びに第 2 条の規定に従って市場に流通する飲料ボトルに含まれる再生プラスチック含有率を毎年算定する。

2. 加盟国は、第 1 項に規定するデータを本決定の附属書 II に定める様式により報告し、当該データに関して、指令(EU) 2019/904 第 13 条第 2 項に規定する品質検査報告書を本決定の附属書 III に定める様式により提出する。

第 10 条 検討条項

欧州委員会は、遅くとも 2030 年 1 月 1 日までに本決定の検討を行う。

第 11 条 廃止

施行決定(EU) 2023/2683 は廃止される。

廃止された決定への言及は、本決定への言及と解釈される。

第 12 条 発効

本決定は、欧州連合官報への掲載の日から 20 日目に発効する。

ブリュッセルにて作成

欧州委員会を代表して 委員長 ウルズラ・フォン・デア・ライエン

「シングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関するデータの計算、検証、報告に関する欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 の適用ルールを定め、欧州委員会施行決定 (EU) 2023/2683 を廃止する XXX 付欧州委員会施行決定 (EU) …/…附属書」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/518111/113092/1/attachment>

附属書 I PET ボトル中の再生プラスチック含有率の算定式

第 2 条に規定する市場に流通する PET ボトル中の再生プラスチック含有率は、以下の算定式により算定する：

$$1.RC = R/W \times 100 \%$$

ここで：

RC は、第 2 条に言及される、市場に投入された PET ボトルに含まれるリサイクルプラスチックの含有率を意味する。

R は、第 4 条に言及される、市場に投入された PET ボトルに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

W は、第 3 条に言及される、市場に投入された PET ボトルに使用されるプラスチックの重量を意味する。

PET ボトルは本体、キャップ、ふた、ラベル、スリーブ（存在する場合）で構成されるため、ボトルに使用されるリサイクルプラスチックの重量は、以下の式を用いて算出するものとする：

$$2.R = R_b + R_c + R_l$$

ここで：

R_b は、市場に投入された PET ボトル本体に使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_c は、市場に投入された PET ボトルのキャップ/ふたに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_l は、市場に投入された PET ボトルのラベル/スリーブに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

PET]ボトルは本体、キャップ、キャップ、ふた、ラベル、スリーブ（存在する場合）で構成されるため、ボトルに使用されるプラスチックの重量は、以下の式を用いて計算する：

$$3.W = W_b + W_c + W_l$$

ここで：

W_b は、市場に投入された PET ボトルの本体に使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_c は、市場に投入された PET ボトルのキャップ/ふたに使用されたプラスチックの重量を意味する。

W₁ は、市場に投入された PET ボトルのラベル/スリーブに使用されたプラスチックの重量を意味する。

加盟国が、第 3 条(2)に従って市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量、及び第 4 条(2)に従って市場に投入された PET ボトルに含まれるリサイクルプラスチックの重量を、他の加盟国との間の PET ボトルの輸入、輸出又は移動を考慮して調整する場合は、以下の計算式を用いるものとする：

$$4.R = R_{MS} - R_{out_to_other_MS} - R_{exported}$$

ここで：

R_{MS} は、加盟国において市場に投入された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量（他の加盟国から輸入又は移動された PET ボトル、及び加盟国において市場に投入された後に他の加盟国へ輸出又は移動された PET ボトルを含む）を意味する。

R_{out_to_other_MS} は、加盟国で市場に投入された後に、他の加盟国に移送された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{exported} は、輸出された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。即ち、加盟国で市場に流通させた後、第 3 国へ輸出されたものを指す。

$$5.R_{MS} = R_{man_in_MS} + R_{in_from_other_MS} + R_{imported}$$

ここで：

R_{man_in_MS} は、加盟国で製造され、市場に投入された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{in_from_other_MS} は、他の加盟国から移動され、加盟国で市場に投入された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{imported} は、輸入、即ち第 3 国から EU 域内に移動し、加盟国で市場に投入された PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$6.W = W_{MS} - W_{out_to_other_MS} - W_{exported}$$

ここで：

W_{MS} は、加盟国において市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重

量（加盟国から輸入、又は加盟国から他の加盟国へ移動された PET ボトルを含む。及び加盟国において市場に投入された後、他の加盟国へ輸出又は移動された PET ボトルを含む。）

$W_{out_to_other_MS}$ は、加盟国において市場に投入された後、他の加盟国に移送された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$W_{exported}$ は、加盟国で市場に投入された後、EU 域内から第 3 国へ輸出された（即ち、EU 域内から移動された）PET ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$$7.W_{MS} = W_{man_in_MS} + W_{in_from_other_MS} + W_{imported}$$

ここで：

$W_{man_in_MS}$ は、加盟国で製造され市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$W_{in_from_other_MS}$ は、他の加盟国から輸入され、当該加盟国において市場に供給された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

$W_{imported}$ は、第 3 国から EU 域内に輸入され、加盟国で市場に流通された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量を意味する。

PET ボトルは本体、キャップ、ふた、ラベル、スリーブ（存在する場合）から構成されるため、式 4 から 7 の加数については、以下の式を適用して計算するものとする：

$$8.R_x = R_{x_b} + R_{x_c} + R_{x_l}$$

ここで：

x は、‘MS’、又は‘man in MS’、又は ‘in from other MS’、又は ‘imported’、又は ‘out to other MS’、又は ‘exported’ のいずれか一つで置き換える。

R_x は、式 4 及び 5 の右辺の加数のいずれかを意味する。

R_{x_b} は、 R_x の本体に使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{x_c} は、 R_x のキャップ/ふたに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

R_{x_l} は、R_x のラベル/スリーブに使用されているリサイクルプラスチックの重量を意味する。

$$9.W_x = W_{x_b} + W_{x_c} + W_{x_l}$$

ここで：

x は、‘MS’、又は‘man in MS’、又は ‘in from other MS’、又は ‘imported’、又は ‘out to other MS’、又は ‘exported’ のいずれか一つで置き換える。

W_x は、式 6 及び 7 の右辺の加数のいずれかを意味する。

W_{x_b} は、W_x の本体に使用されたプラスチックの重量を意味する。W_{x_c} は、W_x のキャップ/ふたに使用されたプラスチックの重量を意味する。

W_{x_l} は、W_x のラベル/スリーブに使用されたプラスチックの重量を意味する。

附属書 II データ報告のフォーマット

1.第 3 条に定める方法論に基づいて計算されたデータの報告形式

表 1 第 3 条に従って計算された、市場に投入された PET ボトルの重量（トン数）

		PET ボトル	
国：			
基準年：			
加盟国において市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (1)	[(2) W _{man in MS} 、 (3) W _{in from other MS} 、及び (4) W _{imported} の全てが報告されていない場合、必須]		
加盟国で製造され市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (2)	[(1) W _{MS} が報告されていない場合、必須]		
他の加盟国から移動され市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量	[(1) W _{MS} が報告されていない場合、必須]		

(3)			
輸入され市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (4)	[(1) W_MS が報告されていない場合、必須]		
加盟国において市場に投入された後に、他の加盟国に移送された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (5)			
加盟国において市場に投入された後に輸出された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量 (6)			
市場に投入された PET ボトルに使用されたプラスチックの重量の調整 (7)			

注記：

濃い影の付いたボックス：報告は任意である。

- (1)第 3 条(1)に従って計算。W_MS
- (2)第 3 条(1)に従って計算。W_man in MS
- (3)第 3 条(1)に従って計算。W_in from other MS
- (4)第 3 条(1)に従って計算。W_imported
- (5)第 3 条(2)に従って計算。W_out to other MS
- (6)第 3 条(2)に従って計算。W_exported
- (7)第 3 条(2)に従って計算。W

2.第 4 条に定める方法論に基づいて計算されたデータの報告形式

表 2 第 4 条に従って計算された、市場に投入された飲料ボトル及び PET ボトルに使用されたリサイクルプラスチックの重量 (トン) 及びリサイクルプラスチックの含有率 (パーセント)

		PET ボトル	
国：			

基準年：			
加盟国で市場に投入された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (1)	[(2) R_man in MS、 (3) R_in from other MS、 及び (4) R_imported の全てが報告されていない場合、必須]		
加盟国で製造され市場に投入された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (2)	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]		
他の加盟国から移動され市場に投入された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (3)	[(1) R_MS が報告されていない場合に必須]		
輸入され、市場に投入された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (4)	[(1) R_MS が報告されていない場合、必須]		
加盟国において市場に投入された後、他の加盟国に移送された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (5)			
加盟国において市場に投入された後、輸出された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量 (6)			
市場に投入された PET ボトルに使用されたりサイクルプラスチックの重量の調整 (7)			
PET ボトルに含まれる			

リサイクルプラスチックの含有率（パーセント） (8)			
----------------------------	--	--	--

注

濃い影の付いたボックス：報告は任意である。

- (1)第 4 条(1)に従って計算。R_MS
- (2)第 3 条(1)に従って計算。R_man in MS
- (3)第 4 条(2)に従って計算。R_in from other MS
- (4)第 4 条(2)に従って算出。R_imported
- (5)第 4 条(2)に従って計算。R_out to other MS
- (6)第 4 条(2)に従って計算。R_exported
- (7)第 4 条(2)に従って計算。R
- (8)第 2 条に従って計算。RC

附属書 III 品質チェック報告書のフォーマット

1. 一般情報

1.1. 加盟国：	
1.2. データ及び品質チェック報告書を提出する組織：	
1.3. 連絡先氏名：	
1.4. 連絡先メールアドレス：	
1.5. 連絡先電話番号：	
1.6. 基準年：	
1.7. 提出日／バージョン：	
1.8. 加盟国によるデータ公表へのリンク（該当する場合）	

2. データ収集に関与した機関の説明

機関名	役割及び主要な責任の説明			

(必要に応じて行を追加)

3. 使用した方法の説明

- 3.1.国内法に転記された PET ボトル中の再生プラスチック含有量の算定範囲の説明

指令(EU) 2019/904 第 6 条(5)ポイント(a)に定められた目標達成度の算定基準の説明。例えば、目標は、市場に投入される PET ボトル 1 本当たりの義務的要件、各事業者が市場に投入する PET ボトルの平均、或いは加盟国全体で市場に投入される PET ボトルの平均などとすることができる。

(必要に応じて行を追加)

3.2. データ収集及び集計の方法論と情報源

データ収集に使用した全てのツールについて、データの収集及び適用した方法論と情報源の説明。

(必要に応じて行を追加)

3.3. 追加の仮定

計算に使用した追加の仮定又は調整係数、それらの推定に使用したアプローチ、及び裏付けとなる証拠の説明。

(必要に応じて行を追加)

4. データ検証及び管理システム

4.1. PET ボトルに使用されているプラスチック及び再生プラスチックの重量に関するデータの検証

検証及び管理手順	市販の PET ボトルに使用されているプラスチックの重量に関するデータに適用済み(はい/いいえ)	市販の PET ボトルに使用されている再生プラスチックの重量に関するデータに適用済み(はい/いいえ)	関連する場合の追加コメント
データ完全性チェック			
クロスチェック			
時系列チェック			
監査チェック			
その他 (詳細を記入)			

4.2.市場に流通している PET ボトル及び市場に流通している PET ボトルに使用されている再生プラスチックに関する報告データの正確性に影響を与える主な要因の説明

データの信頼性に影響を与える潜在的要因	市場に流通している PET ボトル (はい/いいえ)	市場に流通している PET ボトルに使用されている再生プラスチック (はい/いいえ)	データの正確性がどのように影響を受けるかの説明	不正確なデータの影響を最小限に抑えるために適用された方法論の説明
標本誤差 (1) (例: 変動係数)				
カバレッジ誤差 (2) (例: デ・ミニミス・ルール、地域被覆)				
測定誤差 (3) (例: 測定単位)				
データ収集試験手段 (4) (例: 質問票の試験)				
処理誤差 (5) (例: 誤差の特定、誤差の修正)				
無回答誤差 (6)				
モデル仮定誤差 (7)				
その他 (具体的に記入)				

4.3. 市販されている PET ボトル及び市販されている PET ボトルに使用される再生プラスチックに関するデータ収集のための調査の範囲と妥当性の説明

(必要に応じ行を追加)

4.4.過去の基準年に報告されたデータとの差異。過去の基準年に使用された計算方法と比較して、現在の基準年に使用された計算方法に重要な方法論的変更がある場合 (特に、遡及

的な改訂、その性質、及び特定の年についてシリーズの中断を示す必要があるかどうか)

(必要に応じて行を追加)

4.5. トン数の差異の説明

報告されたデータが、過去の基準年に提出されたデータと比較して 10%を超える変動を示す場合、このセクションに記入されたい。

市場に流通する PET ボトルの重量、又は市場に流通する PET ボトルに使用される再生プラスチックの重量の差異の理由、又は差異の根本原因

市場に流通する PET ボトルに使用されているプラスチックの重量の変動	変動率 (%)	変動の主な理由

(必要に応じ行を追加)

市場に流通する PET ボトルに使用されている再生プラスチックの重量の変動	変動率 (%)	変動の主な理由

(必要に応じ行を追加)

5. 機密保持

本報告書に記載されている報告データまたは特定の情報の非公開を要請する理由、および非公開を要請された具体的な項目のリスト。

(必要に応じ行を追加)

付属書 IV 証明書の様式

欧州委員会施行決定 2026/XXX への適合証明書

内部番号 XXX で登録されている事業者は、この検証機関の登録簿に記載されている施設において、欧州委員会施行決定 2026/XXX 第 8 条 (4) に定められた全ての要件を満たしてい

ます。

20xx 年 xx 月 xx 日から 20xx 年 xx 月 xx 日までの間、欧州委員会施行決定 2026/XXX 第 6 条に定められた規則に違反したエビデンスは発見されていません。

有効期間：[20xx 年 xx 月 xx 日 - 20xx 年 xx 月 xx 日]

検証者氏名：

検証者住所：

[検証者署名]

附属書 V パート A：廃棄物発生地点で充填されるリサイクル内容に関する宣言

1. 事業者	
1.1 名称：	
1.2 本社住所：	
1.3 生産拠点住所：	
1.4 日付：	
2. 材料	
2.1. 材料の名称又は規格／商品名：	
2.2. 原産国：	
2.3. 輸入に使用された商品コード（この申告が適用される材料が輸入に由来する場合）：	
2.4. バッチ番号：	
2.5. 総重量 (kg)：	
2.6. 欧州委員会施行決定 2026/XX 第 1 条 (2) に定義されるポストコンシューマープラスチック廃棄物の重量 (kg)：	
2.7. 欧州委員会施行決定 2026/XX 第 1 条 (2) に定義されるポストコンシューマープラスチック廃棄物の割合 (2.4 と 2.3 の比率)：	

パート B：リサイクル業者、加工業者、食品事業者、及び輸入業者が、第 5 条 (2) ポイント (a) 及び (b) が適用されない材料について記入するリサイクル含有率に関する申告

1. 事業者	
1.1.名称：	
1.2. 本社住所：	
1.3. 生産拠点住所：	

1.4. 日付 :	
2. 原材料	
2.1. 原材料名又は仕様／商品名 :	
2.2.1 サプライチェーンのこの段階又は前の段階の原料は、第3国から輸入されているか？	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
2.2.2 はいの場合、どの第3国からか？	(必要に応じ行を追加)
2.2.3 はいの場合、輸入に使用した商品コード :	(必要に応じ行を追加)
2.3. バッチ番号 :	
2.4. 総重量 (kg) :	
2.5. 欧州委員会施行決定 2026/XX 第1条(1)の適用対象となる国において、全てのリサイクル手順(選別を含む)が実施され、第1条(2)で定義され、欧州委員会実施決定 2026/XX 第6条に従って算出されたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料の重量 (kg) :	
2.6. 欧州委員会施行決定 2026/XX 第1条(1)の適用対象となる国において、全てのリサイクル手順(選別を含む)が実施され、第1条(1)で定義され、欧州委員会施行決定 2025/XX 第6条に従って算出されたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料の割合 (2.5 と 2.4 の比率) :	
3. リサイクル技術	
3.1. 材料に適用されたリサイクル技術	
リサイクル技術 :	この技術によって生じた材料の割合 : (必要に応じ行を追加)
3.2. 当該材料は、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品に関する、及び規則 (EC) No 282/2008 を廃止する 2022 年 9 月 15 日欧州委員会規則 (EU) 2022/1616 (OJ L 243, 20.9.2022, p. 3、ELI: http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1616/oj) の適用範囲内か？	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はいの場合:規則 (EU) 2022/1616 附属書 III に基づくそれぞれの適合宣言に記載されている現在の／実際の再生含有率 :
3.3. 当該材料は、2011 年 1 月 14 日付食品接触用プラスチック材料及び成形品規則 (EU) No 10/2011 (OJ L 12, 15.1.2011, p. 1, ELI:	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

http://data.europa.eu/eli/reg/2011/10/oj) の適用範囲内か？	
4. マスバランス方式	
4.1. 当該物質に対して、この段階またはそれ以前の段階でマスバランス計算が適用されているか？	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
4.2. はいの場合、以下の表に、この段階（該当する場合）又はサプライチェーンの前段階に介入し、欧州委員会施行決定 XX 第 8 条(x)に基づき認証された経済事業者の証明書に関する情報を記入されたい。	

証明書を保有する経済事業者の登録番号：	検証者の身元：	認証の有効期限：

(必要に応じ行を追加)

必須添付書類：

- 規則(EU) 2022/1616 又は規則(EU) No 10/2011（該当する場合）に基づく適合宣言の写し
- マスバランス方式が適用されている場合は、欧州委員会施行決定 XX 第 8 条(8)に基づく経済事業者の証明書の写し。

パート C：リサイクル業者、加工業者、食品事業者、及び輸入業者が、第 5 条(2)ポイント(a)又は(b)が適用される原材料について記入するリサイクル含有率に関する宣言（規則(EU) 2022/1616 附属書 III に定めるそれぞれの適合宣言への追加）

1. 事業者	
1.1. 名称：	
1.2. 本社住所：	
1.3. 生産拠点住所：	
1.4. 日付：	
2. 原材料	
2.1 バッチ番号：	
2.2.1 サプライチェーンのこの段階又はそれ以前の段階における原料は、第 3 国から輸入されているか？	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
2.2.2. はいの場合、どの第 3 国から輸入され	

ているか？	(必要に応じ行を追加)
2.2.3 はいの場合、輸入に使用した商品コード：	(必要に応じ行を追加)
2.3. 総重量 (kg)：	
2.4 欧州委員会施行決定 2026/XX 第 1 条(1)の適用対象となる国において、全てのリサイクル手順（選別を含む）が実施され、第 1 条(2)で定義され、欧州委員会施行決定 2026/XX 第 6 条に従って算出されたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料の重量 (kg)：	
2.5. 欧州委員会施行決定 2026/XX 第 1 条(1)の適用対象となる国において、全てのリサイクル手順（選別を含む）が実施され、第 1 条(2)で定義され、欧州委員会施行決定 2026/XX 第 6 条に従って算出されたポストコンシューマープラスチック廃棄物に由来する材料の割合（2.4 と 2.3 の比率）：	